

業務及び財産の状況等に関する報告書

[預金保険法第80条に基づく報告書]

平成13年9月17日

加賀信用組合

金融整理管財人

川本 藏石

松田 典次

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	1
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II 業務及び財産の状況について	2
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
III 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	5

I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年4月6日、預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。同命令に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき、調査を行いましたので以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年4月6日に選任されてから直ちに開始いたしました。時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上の責任の有無も調査を続けており、これらにつきましても、後日、明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和28年1月23日、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立されました。営業地域は、加賀市、小松市とし、店舗は加賀市内に本店、支店2店の計3店舗で営業しております。営業体制は主として渉外活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者や個人に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、景気の長期低迷によって、地元主要産業である温泉旅館、建設業、繊維業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権が増加してまいりました。

また、理事長、副理事長は非常勤であり代わりに常勤代表理事の専務、常勤理事の本部長を中心に幹部職員の各部店長が業務の運営にあたっていました。決裁権限等の責任部署が明確にされておらず、実質的に専務理事に決裁権限が集中したことから内部牽制が機能せず、業務対応の面においても不十分なものとなっていました。さらに安定かつ収益性のある融資先が不足し、資金を有価証券投資で運用していましたが、市況の下落により多額の償却、含み損が発生した結果、平成13年3月期決算において大幅な債務超過になりました。（当期利益△419百万円、組合員勘定△133百万円）

こうした状況下にあつて、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査内容に不十分な点がみられることや、回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の開拓努力が不足し、一方、有価証券投資運用も含め効果的な経営施策が出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信組は、平成12年3月期決算を6月28日に公表した後、10月に実施された財務局による検査により、当信用組合の自己査定結果と大きな乖離があることが判明したため、平成12年12月末基準で資産査定を見直し、更に平成13年3月期決算を取りまとめた結果、133百万円の債務超過に陥ることが明らかとなりました。この見直しにより自己資本比率は平成12年3月末発表の4.83%から平成13年3月末では△3.85%へと大幅に低下することとなりました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合の平成12年12月末現在の出資金総額は156百万円ではありますが、財務内容開示の上での増資活動を実施しましたが、自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることは出来ませんでした。また当組合の平成13年3月期の当期利益は△419百万円であり、現在の状況下ではこの債務超過の解消が難しいことから、自力再建を断念するに至りました。

このような状況を踏まえ、信認を回復することは著しく困難であり、組合財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、平成13年4月6日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたしました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である加賀市の地元商店街の小売業や温泉旅館業、建設業など中小零細企業者と個人への融資で占められております。

<貸出金残高推移>店舗数：3店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (H12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金 残高	7,247	100	7,195	100	6,968	100	6,366	100	49,091	100
うち中小企業	4,912	67.8	4,974	69.1	5,034	72.2	4,467	70.2	35,525	72.4
うち個人	2,335	32.2	2,221	30.9	1,934	27.8	1,899	29.8	13,143	26.8
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	423	0.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれています。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

＜預金残高推移＞店舗数：3店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (H12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	12,357	100	12,130	100	11,943	100	11,438	100	69,315	100
お個人預金	10,362	83.9	10,248	84.5	10,126	84.8	9,788	85.6	54,554	78.7
お法人預金	1,944	15.7	1,831	15.1	1,788	15.0	1,634	14.3	12,001	17.3
おその他	51	0.4	51	0.4	27	0.2	16	0.1	2,760	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれています。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券の利息収入主体の運用を行ってまいりました。

なお、破綻公表後、資金繰り対策として4月末現在で360百万円売却いたしております。

＜投資有価証券残高推移＞

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 の評価損益
投資有価証券	3,342	3,397	2,568	△98
国債・地方債	238	639	219	6
社債	556	211	—	—
株式	150	337	345	16
その他	2,398	2,210	2,004	△121
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。
 今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

＜固定資産の状況＞（平成13年3月末時点 単位：百万円）

	土 地				建 物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	3	181	158	△23	3	298	54
所 有 不動産	2	72	72	0	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

＜リスク管理債権の状況＞

（単位：百万円、％）

	平成12年3月末		平成13年3月末		業界平均(H12年3月末)	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先 債 権	474	6.8%	480	7.5%	1,381	2.8%
延 滞 債 権	367	5.3%	371	5.8%	2,965	6.0%
3ヵ月以上 延滞債権	69	1.0%	111	1.7%	401	0.8%
貸出条件 緩和債権	408	5.8%	589	9.3%	2,328	4.7%
合 計	1,318	18.9%	1,552	24.4%	7,075	14.4%

＜金融再生法の開示債権＞

（単位：百万円、％）

	平成12年3月末		平成13年3月末		業界平均(H12年3月末)	
	債権 残高	債権に 占める割合	債権 残高	債権に 占める割合	債権 残高	債権に占 める割合
破産更生債権及び これらに準ずる債権	896	12.6%	873	13.5%	3,116	6.0%
危険債権	660	9.3%	620	9.6%	2,998	5.8%
要管理債権	320	4.5%	399	6.2%	2,170	4.2%
正常債権	5,209	73.5%	4,581	70.8%	43,363	84.0%
合 計	7,086	100.0%	6,473	100.0%	51,647	100.0%

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第 83 条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡ができるよう努力してまいります。